

美瑛町福祉人材確保事業交付金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、町内の福祉事業所等（介護事業所、障がい福祉事業所及び保育所等をいう。以下同じ。）に新たに就労する者に対し、福祉人材確保事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、福祉の人材を確保するとともに、福祉サービスを提供する体制の充実に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「介護事業所」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1） 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- （2） 介護保険法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者
- （3） 介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- （4） 介護保険法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者
- （5） 介護保険法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- （6） 介護保険法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
- （7） 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- （8） 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設
- （9） 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- （10） 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム
- （11） 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム
- （12） 介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者が同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業所

2 この要綱において「障がい福祉事業所」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号及び第3号において「障害者総合支援法」という。）第5条に規定する指定障害福祉サービス事業者等
- （2） 障害者総合支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- （3） 障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- （4） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- （5） 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者

(6) 美瑛町地域活動支援センター運営事業実施要綱（平成18年10月1日）第5条に規定する事業

3 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 美瑛町保育所条例（昭和42年美瑛町条例第26号）第2条に規定する保育所

(2) 美瑛町へき地保育所条例（昭和43年美瑛町条例第8号）第2条に規定する保育所

(3) 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（第1号及び第2号に掲げる保育所以外の施設であって、同法第35条第4項の規定による設置の認可を受けているものに限る。）

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(5) 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（同法第34条の15第2項の規定による認可を受けている事業に限る。）を行うもの

(6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行うもの

(7) 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設（前号に掲げる児童センター以外の施設であって、同法第35条第4項の規定による設置の認可を受けているものに限る。）

(8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条に規定する認可を受けている幼稚園

(9) 美瑛町子ども支援センター条例（平成8年美瑛町条例第1号）第2条に規定する美瑛町子ども支援センター

（交付金の対象者）

第3条 この要綱による交付金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内の福祉事業所等に新たに就労（その年度の中途における採用による就労を含む。）した者であること。ただし、美瑛町職員定数条例（昭和25年美瑛町条例第11号）第1条に規定する一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員、同法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である者を除く。

(2) 次に掲げる業務に従事する者であること。ただし、事務員、調理員、清掃員を除く。

ア 介護事業所における介護、相談業務等

イ 障がい福祉事業所における介助、相談業務等

ウ 保育所等における保育・教育、相談業務等

エ その他、町長が認める福祉事業所等の業務

- (3) 1週間の所定労働時間が20時間以上である者であって、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受ける者であること。
- (4) 福祉事業所等に新たに就労を開始した日から起算して6か月以上継続して当該福祉事業所等に勤務する見込みのある者であること。
- (5) 町税等を滞納していない者であること。
- (6) 生活保護法による保護を受けていない世帯であること。
- (7) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、この要綱による交付金の交付を受けることができない。

- (1) 既にこの要綱による交付金の交付を受けた者
- (2) 福祉事業所等の経営又は運営をする法人の内部における異動、出向、再雇用等により町内の福祉事業所等に新たに就労する者
- (3) 福祉事業所等の経営又は運営する法人の役員である者
- (4) 町内の福祉事業所等に就労したことがある者（当該就労したことがある福祉事業所等を離職した日から起算して6か月を経過していない者に限る。）
- (5) その他町長がこの要綱による交付金の交付を受けることが適当でないとする者

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、町内の福祉事業所等に新たに就労した場合に勤続1か月につき1万円。

（交付対象期間）

第5条 交付金の交付対象期間は、福祉事業所等に従事し始めた日の属する月から10か月を上限とし、10か月以内に離職した場合は、従事しなくなった日の属する月までとする。

（交付金の申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を町長に申請しなければならない。

- (1) 美瑛町福祉人材確保事業交付金申請書兼雇用証明書（別記様式第1号）
- (2) 町税等の納入状況確認同意書（別記様式第2号）
- (3) 町税等を滞納していないことを証する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類
- (5) 前1号の規定による申請をした内容について変更が生じた場合は、申請者は美瑛町福祉人材確保事業交付金変更申請書（別記様式第3号）により速やかに町長へ申請をしなければならない。

（申請期間）

第7条 前条の申請をすることができる期間は、福祉事業所等に雇用された日から6か月を経過する日までの期間とする。

(交付金の交付の決定等)

第8条 町長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査の上、交付金の交付の可否を決定するものとし、交付金の交付を決定したときは、美瑛町福祉人材確保事業交付金交付決定通知書（別記様式第4号）又は、美瑛町福祉人材確保事業交付金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けた者に対し、その決定を取り消し、交付額の全部又は一部を返還させることができる。

(交付金の請求)

第10条 第8条の規定により交付金の交付決定を受けた者は、美瑛町福祉人材確保事業交付金交付請求書兼口座振込依頼書兼雇用継続証明書（別記様式第6号）を町長に提出するものとする。ただし、交付対象期間上限である10か月分を2回に分割して請求するものとし、福祉事業所等に雇用された日から起算して勤続5か月経過後に5か月分、10か月経過後に5か月分を請求できるものとする。10か月経過後に離職した場合は、福祉事業所等に從事しなくなった日の属する月までの分を一括で請求できるものとする。また、請求可能な期間は、交付対象期間の最後の月から6か月が経過する日までとする。

(交付金の交付時期)

第11条 町長は、前条に規定する交付金の請求を受けたときは、30日以内に交付金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条に規定する申請期間は、令和5年度に限り、4月から8月に雇用された者については遡って交付金を申請することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。